

鹿沼市土採取事業規制条例

申請の手引き

作成日 : 平成 2 5 年 7 月 1 日

版 数 : 第 1 版

鹿沼市 環境部 環境課

目 次

○ 特定土採取事業の許可申請をされる皆様へ	1
I 本条例における許可制度の概要	2
II 特定土採取事業を実施する方への留意事項	4
III 特定土採取事業許可申請に必要な書類（チェック表）	6
IV 特定土採取事業許可申請書等作成要領	7～10
1 特定土採取事業許可申請書（様式第1号）記載要領	7
土採取計画記載要領	7
2 特定土採取事業変更許可申請書（様式第5号）記載要領	8
3 氏名等変更届出書（様式第7号）記載要領	9
4 災害等の発生を防止するための措置の届出書（様式第8号）記載要領	9
5 特定土採取事業着手届出書（様式第9号）記載要領	9
6 特定土採取事業完了（廃止・停止）届出書（様式第14号）記載要領	9
7 特定土採取事業標識（様式第16号）記載要領	9
8 特定土採取事業管理台帳（様式第17号）記載要領	10
9 特定土採取事業譲受け許可申請書（様式第18号）記載要領	10
10 特定土採取事業地位継承届出書（様式第20号）記載要領	10
11 共通事項	10
12 その他	
参考①（誓約書）	11
参考②（譲受け誓約書）	12
V 条例・規則等	13～55
1 条例・規則	13～25
2 特定土採取事業に係る設計基準（規則別表第1）	26～28
3 平地を掘削する場合の工法（規則別図第1）	29
4 斜面を掘削する場合の工法（規則別図第2）	30
6 申請書等の様式	31～55

メモ

M E M O

特定土採取事業の許可申請をされる皆様へ

鹿沼市においては、以前から園芸用土等の土採取が盛んに行われてきましたが、付近の住民や通行人などから土採取場への転落事故等の危険性や、災害等の発生、生活環境の保全等に対する影響を懸念する声が寄せられていました。

これらの意見等を受け、鹿沼市では、土採取事業の適正化を図り、土採取事業に関し、市、事業者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることとし、土採取事業に伴う災害及び事故の発生の防止並びに生活環境の保全を図り、あわせて土採取事業の健全な発展に資することを目的として、平成25年7月1日から「鹿沼市土採取事業規制条例」を施行しました。

この手引きは、土採取を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土採取事業による災害発生の防止等に十分留意され、適正な土採取を行われるようお願いいたします。

許可申請手数料

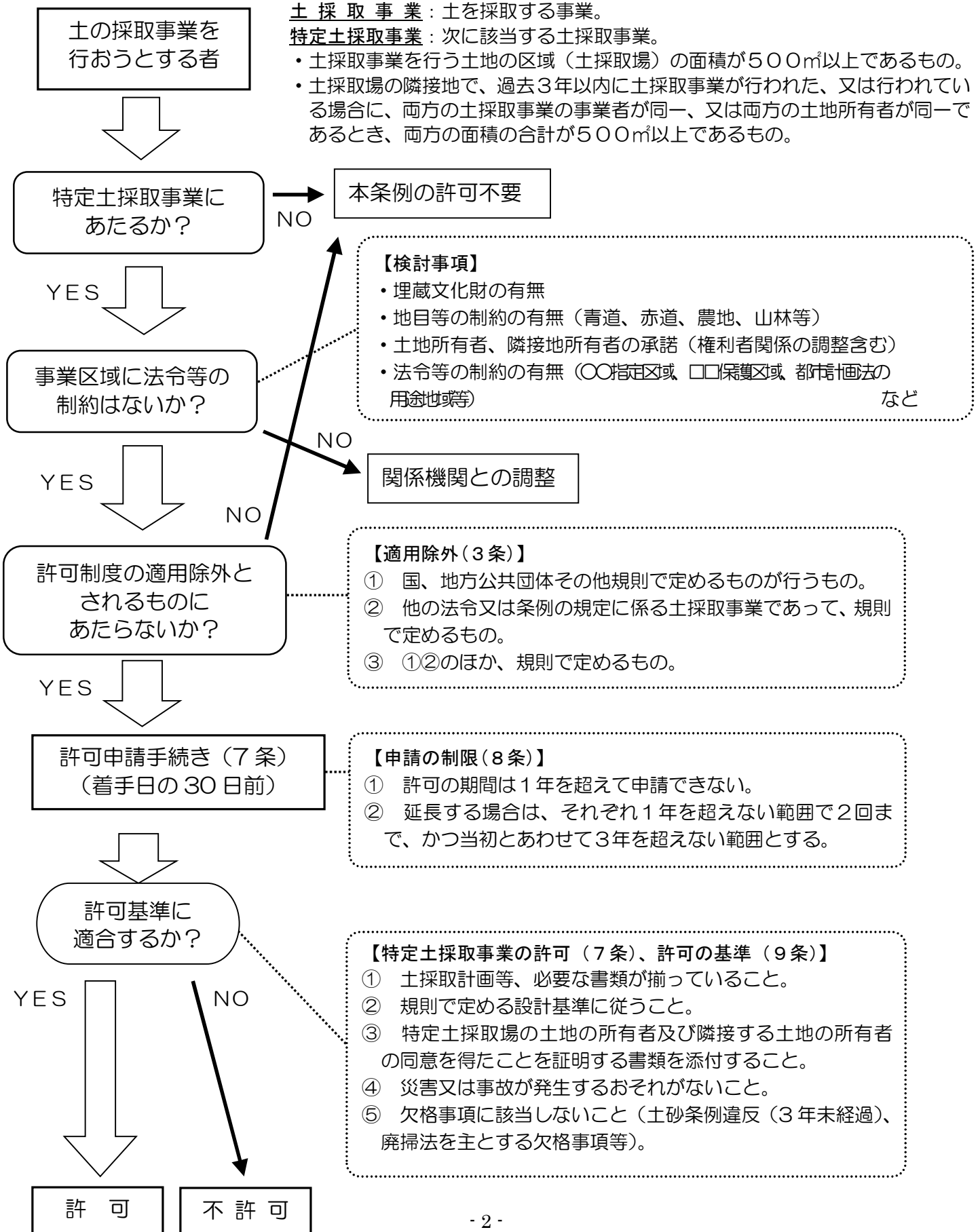
特定土採取事業許可申請手数料を次のとおりとしました。

許可申請手数料	31,000円
変更許可申請手数料	13,000円
譲受け許可申請手数料	13,000円

I 本条例における許可制度の概要

◇本条例では、特定土採取事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 許可を受けるまでの流れ



2 特定土採取事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】

- ① 着手届（13条）
⇒ 着手の当日までに届け出る。
- ② 標識の設置（20条）
⇒ 規則に定める特定土採取事業標識
- ③ 帳簿への記載（21条）
⇒ 規則に定める特定土採取事業管理台帳
- ④ 書類の備付け及び閲覧（22条）
- ⑤ 完了届（18条1項）

【必要に応じて行うもの】

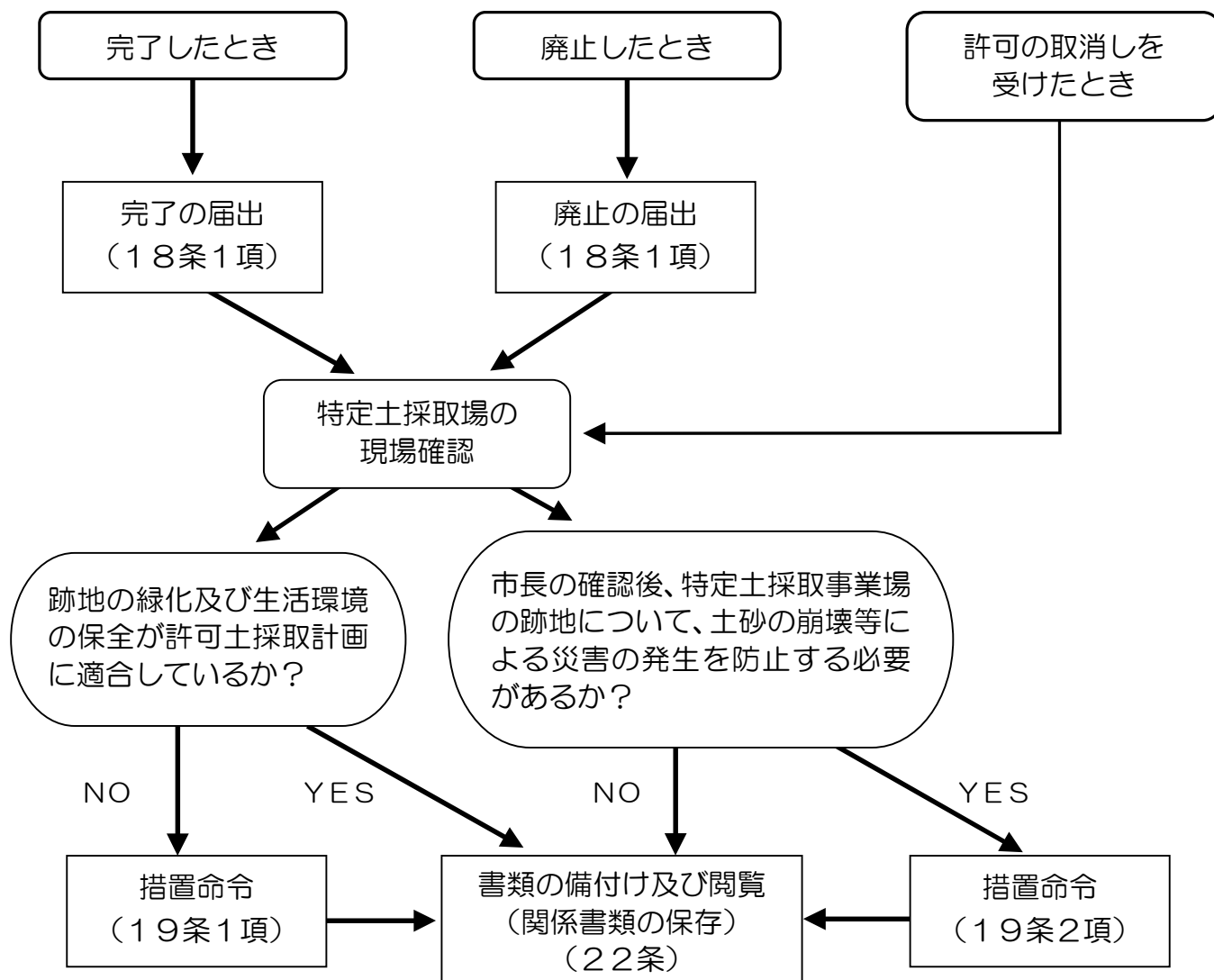
- ① 氏名等変更届出書（11条4項）
⇒ 氏名、住所の変更については届出
- ② 災害等の発生を防止するための措置の届出書（12条）
- ③ 停止・廃止の届出書（18条1項）
- ④ 譲受け許可申請書（23条2項）
- ⑤ 地位承継届出書（24条2項）

【変更許可を要するもの】（11条）（着手日の14日前までに申請）

次の各号に該当する変更がある場合は、変更許可申請が必要です。

- ① 事業区域
- ② 採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間
- ③ 特定土採取事業の方法
- ④ 特定土採取場による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項
- ⑤ 特定土採取場の跡地の緑化計画及び環境保全に関する事項
- ⑥ 市長が必要と認める事項

3 特定土採取事業の終了



Ⅱ 特定土採取事業を実施する方への留意事項

1 事業の実施にあたって

- ①特定土採取事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、教育委員会に確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。）
- ②特定土採取事業を実施する区域（土地）内に、青道や赤道がある場合（公図で確認すること）は、それが機能しているかどうか、掘るために必要な措置はどうするのかなど都市建設部又は、土木事務所に確認すること。
- ③特定土採取事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続きが必要になるため、農業委員会に確認すること。（農業委員会で許可にならないければ、特定土採取事業も許可になりません。）
- ④特定土採取事業を実施する区域の近隣に、学校・保育園などの公共施設がある場合は、教育委員会、保健福祉部等と協議すること。
- ⑤特定土採取事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、経済部林政課又は栃木県県西環境森林事務所に必要な手続きを確認すること。
- ⑥下記に掲げる土採取事業については、関係許認可等を十分に確認すること。
 - ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の許可に係る土採取事業
 - ・ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の認可に係る施業案に従って行う土採取事業
 - ・ 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土採取事業
 - ・ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可に係る土採取事業
 - ・ 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の許可に係る土採取事業
 - ・ 土地区画整理法第76条第1項の許可を受けた土採取事業
 - ・ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可（同法第19条の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。）に係る土採取事業
 - ・ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可に係る宅地造成に関する工事として行う土採取事業
 - ・ 河川法（昭和39年法律第167号）第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の許可に係る土採取事業
 - ・ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土採取事業
 - ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可に係る開発行為として行う土採取事業
 - ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土採取事業
 - ・ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項の規定による措置の指示による土採取事業

- ・ 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第4項の許可に係る土採取事業
 - ・ 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年栃木県条例第5号）第5条第2項の許可を受けた土採取事業
- ⑦3, 000㎡以上の土地の形質変更（採掘及び盛土）は土壌汚染対策法の規定による届出が必要になる場合がありますので、栃木県県西環境森林事務所に必要な手続きを確認すること。
- ⑧特定土採取事業に際して市道を使用する場合、道路使用届出書の提出が必要になります。
- ⑨上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取ること。
- ⑩許可にあたっては、条例第10条により、許可条件を付けることがあります。
- ⑪周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、特定土採取事業の目的及び施工期間等について説明し、理解を得ること。また、事業の開始時及び完了時に状況を説明すること。
- ⑫周辺住民等から出された意見、要望等に対し、誠意をもって対応すること。
- ⑬特定土採取事業に係る設計基準を遵守し、事業を進めること。

2 事業について

(1) 事業区域、対象事業

- ①特定土採取事業区域の面積については、土採取事業の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所は含みません。
- ②事業区域面積が500㎡以上の土採取事業が、許可の対象となります。また、事業区域面積が500㎡未満であっても、その土地に隣接する土地において、その土採取に着手する日前3年以内に土採取が行われまたは行われているときは、その面積の合計が500㎡以上になるものも許可の対象となります。
- ③「着手する日」とは、当該特定土採取事業を開始する日（重機等による作業の開始日）としますので、それらを行う30日前まで（変更は14日前まで）に許可申請をしてください。

(2) 対象外の事業

- ①国、地方公共団体などが行うもの
- ②他の法令又は条例の規定に係る土採取事業で、規則で定めるもの
- ③土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土採取事業であって、当該区域内で採取した土を当該区域内のみで使用するもの
- ④災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土採取事業その他規則で定めるもの

3 その他

- ①特定土採取事業の期間については、1年以内とします。ただし、延長をしようとするときは、それぞれ1年を超えない範囲内で2回に限り、かつ、当初の期間とあわせて3年を超えない範囲内で延長できます。

Ⅲ 特定土採取事業許可申請に必要な書類（チェック表）

[illegible]

Ⅳ 特定土採取事業許可申請書等作成要領

1 特定土採取事業許可申請書（様式第1号）記載要領（着手日の30日前）

【土採取計画関係】

(1) 特定土採取事業の目的

- ・事業の目的（園芸用土採取のため等）を記載すること。

(2) 特定土採取場の区域

- ・特定土採取場の地番をすべて記載すること。（別紙で記載することも可能）

(3) 採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間

- ・採取する土の種類は、園芸用土（黒土・赤玉・鹿沼土等）や建設発生土（第〇種）等と記載すること。
- ・採取期間は、許可日から1年以内であること。
- ・作業時間は、午前7時から午後6時以内であること。

(4) 特定土採取事業の方法及び特定土採取事業のための設備に関する事項

- ・掘削の方法は、平地又は傾斜地であるかを記載し、傾斜地である場合は、その工法（階段式・傾斜式・平面式）を記載すること。
- ・土採取のための機械とは、掘削する機械（バックホウ等）を記載すること。運搬に係る車両（ダンプカー等）は記載しなくてよい。

(5) 特定土採取事業による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

- ・方法や施設設置場所等を記載すること。（設置場所は、平面図に記載することも可能）

(6) 特定土採取場の跡地の緑化計画等及び環境保全に関する事項

- ・当該申請地における土採取事業後の土地利用について記載すること。
- ・埋戻しの方法（公共用残土等による埋戻し等）を記載すること。
- ・申請時に事業計画として、出来るだけ分かる範囲で記載すること。
- ・埋戻しの計画の場合は、緑化計画を記載しなくてもよい。

(7) 採取した土の搬出方法に関する事項

- ・土の搬出方法は、運搬に使用する車両の形状や最大積載量、交通や周辺環境への配慮（粉じんの飛散等）について記載すること。
- ・搬出経路は、周辺道路状況について、記載すること。

(8) 特定土採取事業の委託を受けた者及び現場責任者の氏名

- ・特定土採取事業を他の事業者へ委託をする場合、その委託先を記載すること。
- ・現場責任者の氏名を記載すること。

(9) 採取した土の搬出先の状況に関する事項

- ・搬出先の住所や搬出した土の処理方法（製品・埋戻し等）を記載すること。

【添付書類関係】

(1) 特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書（様式第3号）

(2) 特定土採取事業に伴う隣接者の同意書（様式第4号）

(3) 特定土採取場の位置を示した縮尺5,000分の1以上の地図

- ・道路、地形等周辺の状況が判明できるもの。

(4) 特定土採取場及びその周辺の状況を示した見取図

- ・1/500程度で特定土採取事業場の周辺の状況が判明できるもの。

(5) 特定土採取場から国道又は県道までの経路の平面図

(6) 特定土採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の実測平面図

(7) 特定土採取場の土地の採取前の実測平面図及び実測縦断面図に当該土地の採取後

- ・形状の変化が確認できる目盛り及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。
(原則として 1/250～1/500 の図面とする。)

- ・特定土採取事業区域を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

(10) 条例の規定及び当該申請に係る土採取計画に従い特定土採取事業を行う旨の誓約書

- ・預貯金残高証明書（申請前3ヶ月以内のもの）又は融資証明書（申請前3ヶ月以内のもの）を添付すること。

※(8)、(15)、(16)については、原本が確認できれば、写しも可とする。

ウ. 特定土採取事業の方法

エ. 特定土採取場による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

オ. 特定土採取場の跡地の緑化計画及び環境保全に関する事項

カ. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【申請書関係】

(1) 変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

(2) 期間延長の変更は、1 年以内とすること。

【添付書類関係】

(1) 変更事項に応じた書類を添付すること。

(2) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

(3) 特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書（様式第3号）

(4) 特定土採取事業に伴う隣接者の同意書（様式第4号）

3 氏名等変更届出書（様式第7号）記載要領

【届出書類関係】

(1) 届出書には許可年月日及び許可番号を記載の上、変更の内容及び理由、変更が生じた年月日を記載すること。

4 災害等の発生を防止するための措置の届出書（様式第8号）記載要領

【届出書類関係】

(1) 届出書には許可年月日及び許可番号を記載すること。

(2) 措置の内容について、詳細に記載すること。

(3) 措置の理由として緊急を要するとした理由について詳細に記載すること。

(4) 措置をした年月日について記載すること。

5 特定土採取事業着手届出書（様式第9号）記載要領

【届出書関係】

(1) 届出書には許可年月日及び許可番号等の必要事項を記載すること。

【添付種類関係】

(1) 事業開始前の現場写真を2方向以上撮影し、添付すること。

(2) 事業標識が設置されていることが分かるように設置写真を添付すること。

6 特定土採取事業完了（廃止・停止）届出書（様式第14号）記載要領

【届出書類関係】

(1) 届出書には必要事項を記載すること。

7 特定土採取事業標識（様式第16号）

【掲示関係】

(1) 掲示板の大きさ（高さ70cm以上、幅1m以上）及び設置高（50cm以上に設

置)は施行規則で定めてあり、必要事項等をはっきり読み取れる文字や大きさとし、特定土採取場入口等に掲示すること。

8 特定土採取事業管理台帳（様式第17号）記載要領

※ 特定土採取事業の採取場所ごとに作成するものであること。

(1)面積及び採取した土の量

- ・許可申請時に積算した特定土採取事業場の面積及び採取される土の量を記載すること。

(2)土砂等の搬出先

- ・採取した土の搬出先について、「〇〇会社原料堆積場」等搬出場所について具体的な内容を記載すること。

9 特定土採取事業譲受け許可申請書（様式第18号）記載要領

【申請書関係】

- (1)譲受けようとする特定土採取事業に係る事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

【添付種類関係】

- (1)申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）
 - ・申請日前3ヶ月以内に発行したものに限る。
- (2)特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書（様式第3号）
- (3)特定土採取事業に伴う隣接者の同意書（様式第4号）
- (4)譲受け誓約書

10 特定土採取事業地位承継届出書（様式第20号）記載要領

※ 特定土採取事業の許可を受けた者について、相続又は合併があった場合は市長に届出ること。

【相続の場合】

(1)相続の事実を証する書面

- ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人全員の印鑑登録証明書必要）、相続人の本籍記載の住民票（相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し）
- ・当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので原本を持参すること。

【合併の場合】

(2)合併の事実を証する書面

- ・合併後存続する法人若しくは合併により新設した法人の場合にあっては、商業登記事項証明書
- ・当該合併の事実を証する書面は、原本を確認するので原本を持参すること。

11 共通事項

- ・提出部数は、2部とします。申請書類は正本1通の他は写しで結構です。
- ・申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。
- ・申請書類は、目次に従い短縮した項目名でインデックスをつけてください。

参考①（条例第7条第5項関係）

誓 約 書

申請者は、鹿沼市土採取事業規制条例の規定及び当該申請に係る土採取計画に従い土採取事業を行うことを誓約します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の名前）

参考②（条例第 23 条第 2 項関係）

譲 受 け 誓 約 書

申請者は、鹿沼市土採取事業規制条例の規定及び当該譲受けに係る許可土採取計画に従い土採取事業を行うことを誓約します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の名前）

V 条例・規則等

鹿沼市土採取事業規制条例・施行規則対照表

鹿沼市土採取事業規制条例	鹿沼市土採取事業規制条例施行規則
(目的) 第1条 この条例は、土採取事業に関し、市、事業者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、土採取事業に伴う災害及び事故の発生の防止並びに生活環境の保全（以下「災害発生の防止等」という。）を図り、あわせて土採取事業の健全な発展に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土 土石及び土石に混入し、又は付着した物をいう。 (2) 土採取事業 土を採取する事業をいう。 (3) 特定土採取事業 土採取事業であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 土採取事業を行う土地の区域（以下「土採取場」という。）の面積が500平方メートル以上であるもの イ 土採取場に隣接する土地（以下この号において「隣接地」という。）において、当該土採取事業に着手する日の前3年以内に土採取事業が行われ、又は現に行われている場合であって、当該土採取場に係る事業者と当該隣接地に係る事業者とが同一であるとき、又は当該土採取場の土地の所有者と当該隣接地の所有者とが同一であるときにおける当該土採取場の面積と当該隣接地における土採取場の面積とを合算した面積が500平方メートル以上であるもの (4) 特定土採取業者 特定土採取事業を行う者をいう。 (5) 特定土採取場 特定土採取事業を行う土地の区域をいう。 (適用除外) 第3条 この条例は、次に掲げる土採取事業については、適用しない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行うもの	(趣旨) 第1条 この規則は、鹿沼市土採取事業規制条例（平成25年鹿沼市条例第23号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (条例第3条第1号の規則で定める者) 第3条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 地方住宅供給公社、地方道路公社、日本下水道事業団、土地開発公社及び自動車安全運転センター (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定による認可を受けた土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合 (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合 (4) 独立行政法人通則法（平成11年法律第1

(2) 他の法令又は条例の規定に係る土採取事業であって、規則で定めるもの	03号) 第2条第1項に規定する独立行政法人 (5) 国立大学法人法(平成15年法律第112号) 第2条第1項に規定する国立大学法人 (6) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土採取事業に伴う災害発生の防止等に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認める者 (条例第3条第2号の規則で定めるもの) 第4条 条例第3条第2号の規則で定めるものは、次に掲げる土採取事業とする。 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号) 第125条第1項の許可に係る土採取事業 (2) 鉱業法(昭和25年法律第289号) 第63条第1項の規定による届出又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)の認可に係る施業案に従って行う土採取事業 (3) 採石法(昭和25年法律第291号) 第33条の認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土採取事業 (4) 森林法(昭和26年法律第249号) 第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可に係る土採取事業 (5) 道路法(昭和27年法律第180号) 第91条第1項の許可に係る土採取事業 (6) 土地区画整理法第76条第1項の許可を受けた土採取事業 (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号) 第18条第1項の許可(同法第19条の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。)に係る土採取事業 (8) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号) 第8条第1項の許可に係る宅地造成に関する工事として行う土採取事業 (9) 河川法(昭和39年法律第167号) 第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の許可に係る土採取事業 (10) 砂利採取法(昭和43年法律第74号) 第16条の認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土採取事業 (11) 都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条第1項又は第2項の許可に係る開発行為として行う土採取事業 (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 第7条第1項の許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業 (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭
---	---

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの (市の責務) 第4条 市は、土採取事業の状況を把握し、土採取事業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (事業者の責務) 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土採取事業に伴う災害発生の防止等のために必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、暴力団員等（鹿沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第3号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は密接関係者（暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者をいう。）であることを知りながら、これらの者に土採取事業に関する業務を行わせてはならない。 3 事業者は、土採取事業に関して暴力団員等から不当要求を受けたときは、速やかに、その旨を警察その他の関係機関に通報しなければならない。 (土地の所有者の責務) 第6条 土採取場の土地の所有者は、事業者と共同して、土採取事業に伴う災害発生の防止等に努めなければならない。 (特定土採取事業の許可) 第7条 特定土採取事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、当該特定土採取事業に着手する日の前30日まで	和45年法律第137号)第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土採取事業 (14) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項の規定による措置の指示による土採取事業 (15) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第4項の許可に係る土採取事業 (16) 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年栃木県条例第5号）第5条第2項の許可を受けた土採取事業 (条例第3条第3号の規則で定めるもの) 第5条 条例第3条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる土採取事業とする。 (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土採取事業であって、当該区域内で採取した土を当該区域内のみで使用するもの (2) 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土採取事業 (特定土採取事業の許可に係る手続) 第6条 条例第7条第2項の申請書は、特定土採取事業許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）によるものとする。 2 市長は、許可申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可につ
--	---

に、当該特定土採取事業に係る特定土採取場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 土の採取に関する計画 3 前項第2号の土の採取に関する計画（以下「土採取計画」という。）には、規則で定める設計基準に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 特定土採取事業の目的 (2) 特定土採取場の区域 (3) 採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間 (4) 特定土採取事業の方法及び特定土採取事業のための設備に関する事項 (5) 特定土採取事業による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項 (6) 特定土採取場の跡地の緑化計画等及び環境保全に関する事項 (7) 採取した土の搬出方法に関する事項 (8) 特定土採取事業の委託を受けた者及び現場責任者の氏名 (9) 採取した土の搬出先の状況に関する事項 4 特定土採取業者は、第2項又は第11条第2項の規定による申請書の提出に当たって、当該申請書に係る特定土採取場の土地の所有者及び当該特定土採取場に隣接する土地の所有者（以下「隣接者」という。）の当該特定土採取事業に対する同意を得たことを証明する書面を添付しなければならない。ただし、相当の努力をしたにもかかわらず、当該隣接者から同意が得られず、かつ、その理由が明らかに合理性を欠いていると市長が認めるときは、理由書をもって代えることができる。 5 前項に定めるもののほか、第2項の申請書には、特定土採取事業の内容を把握するための書類であって規則で定めるものを添付しなければならない。	いて、特定土採取事業許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により当該許可申請書を提出した者に通知するものとする。 （土採取計画の設計基準） 第7条 条例第7条第3項の規則で定める設計基準は、別表第1に定めるものとする。 （許可申請書の添付書類） 第8条 条例第7条第4項の同意を得たことを証明する書面は、土地の所有者に係るものにあつては特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書（様式第3号）とし、隣接者に係るものにあつては特定土採取事業に伴う隣接者の同意書（様式第4号）とする。 2 条例第7条第5項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 特定土採取場の位置を示した縮尺5,000分の1以上の地図 (2) 特定土採取場及びその周辺の状況を示した見取図 (3) 特定土採取場から国道又は県道までの経路の平面図 (4) 特定土採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の実測平面図 (5) 特定土採取場の土地の採取前の実測平面図及び実測縦断面図に当該土地の採取後の計画地盤面を記載したもの (6) 特定土採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し (7) 隣接者の位置を表示した図面 (8) 条例の規定及び当該申請に係る土採取計
--	---

(申請の制限等) 第8条 前条第1項の許可を受けようとする者は、当該特定土採取事業の期間について1年を超えて申請することができない。 2 前条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の期間を延長しようとするときは、あらかじめ第11条第1項の許可を受けなければならない。この場合において、当該延長をする期間は、それぞれ1年を超えない範囲内で2回に限り、かつ、当初の期間とあわせて3年を超えない範囲内の期間とする。 (許可の基準) 第9条 市長は、第7条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る特定土採取事業が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の許可をしてはならない。 (1) 当該特定土採取事業に伴い災害又は事故が発生するおそれがあると認められるとき。 (2) 土採取計画の内容が、当該特定土採取事業に伴う災害若しくは事故の発生又は生活環境の著しい悪化を防止するために十分なものでないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定土採取事業が他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認められる	画に従い特定土採取事業を行う旨の誓約書（以下「誓約書」という。） (9) 資金調達に関する計画書 (10) 特定土採取業者が特定土採取事業の施行に係る工事請負等の契約をした場合は、当該契約書の写し (11) 特定土採取場の土地の面積及び採取する土の量の計算書 (12) 道路使用届出書の写し (13) 特定土採取場の土地の登記事項証明書 (14) 特定土採取事業の許可申請をした者の住民票の写し及び身分証明書（法人にあっては、登記事項証明書） (15) 土地の使用権原を証する書類（特定土採取場の土地が自己の所有でない場合に限る。） (16) 関係許認可等の申請書等の写し（農地法（昭和27年法律第229号）、森林法、都市計画法、土壤汚染対策法、鹿沼市法定外公共物管理条例（平成14年鹿沼市条例第41号）等の規定に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）の申請書及び届出書の写しをいう。） (17) 2以上の方向から撮影した特定土採取場の現場写真
---	--

とき。 2 市長は、第7条第2項の規定による申請があった場合において、当該特定土採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の許可をしてはならない。 (1) この条例、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成11年鹿沼市条例第24号）又は鹿沼市きれいなまちづくり推進条例（平成15年鹿沼市条例第30号）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (2) 第17条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る鹿沼市行政手続条例（平成9年鹿沼市条例第16号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であった者を含む。） (3) 第19条の規定による命令を受け、これを履行しない者 (4) 特定土採取事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからヘまでに掲げる者のうち規則で定めるもの （許可の条件） 第10条 市長は、市民の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第7条第1項の許可に条件を付	（条例第9条第2項第5号の規則で定めるもの） 第9条 条例第9条第2項第5号の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。 (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (3) 暴力団員等 (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前3号のいずれかに該当するもの (5) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるもの (6) 個人で使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるもの (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
--	--

することができる。 (変更の許可等) 第 1 1 条 許可業者は、当該許可に係る特定土採取事業を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする許可業者は、当該変更に係る特定土採取事業に着手する日の前 1 4 日までに、当該特定土採取事業について、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 許可の年月日及び許可番号 (2) 変更の内容 (3) 変更の理由 (4) 変更の年月日 3 前 2 条の規定は、第 1 項の許可について準用する。 4 許可業者は、第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (遵守義務等) 第 1 2 条 許可業者及び当該許可業者から特定土採取事業の委託を受けた者（以下「許可業者等」という。）は、当該許可に係る土採取計画（前条第 1 項の許可があったときは、その変更後のもの。以下「許可土採取計画」という。）に従って特定土採取事業を行わなければならない。 2 許可業者等は、当該特定土採取事業に伴い災害又は事故が発生するおそれがあり、その防止に緊急を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な応急の措置をとることができる。この場合において、許可業者等は、速やかに、市長に対してその旨を届け出なければならない。 (着手の届出) 第 1 3 条 許可業者は、当該許可に係る特定土採取事業に着手するときは、当該着手の当日までに、その旨を市長に届け出なければならない。 (許可申請手数料) 第 1 4 条 第 7 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項若しくは第 2 3 条第 1 項の許可の申請をする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 第 7 条第 1 項の許可の申請 1 件につき 31,000 円 (2) 第 1 1 条第 1 項の変更許可の申請 1 件につき 13,000 円 (3) 第 2 3 条第 1 項の譲受け許可の申請 1 件につき 13,000 円 (許可土採取計画の変更命令) 第 1 5 条 市長は、特定土採取事業が第 9 条第	(特定土採取事業の変更の許可等に係る手続) 第 1 0 条 条例第 1 1 条第 2 項の申請書は、特定土採取事業変更許可申請書（様式第 5 号。以下「変更申請書」という。）によるものとする。 2 市長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可について、特定土採取事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第 6 号）により当該変更申請書を提出した者に通知するものとする。 3 条例第 1 1 条第 4 項の規定による届出は、氏名等変更届出書（様式第 7 号）によるものとする。 (災害等の発生防止に係る措置の届出) 第 1 1 条 条例第 1 2 条第 2 項後段の規定による届出は、災害等の発生を防止するための措置の届出書（様式第 8 号）によるものとする。 (着手届) 第 1 2 条 条例第 1 3 条の規定による届出は、特定土採取事業着手届出書（様式第 9 号）によるものとする。 (許可土採取計画の変更命令) 第 1 3 条 条例第 1 5 条の規定による変更命
--	--

1 項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、許可業者に対し、当該許可土採取計画を変更すべきことを命ずることができる。 (停止命令等) 第16条 市長は、特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等により、災害又は事故が発生するおそれがあると認めるときは、許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は災害若しくは事故の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。 2 市長は、特定土採取業者が第7条第1項の許可を受けず、又は許可業者が第11条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているときは、当該特定土採取業者又は許可業者に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。 3 前項の規定は、許可業者が偽りその他不正の手段により第7条第1項、第11条第1項又は第23条第1項の許可を受けて特定土採取事業を行っている場合について準用する。 4 市長は、許可業者等が第10条（第11条第3項において準用する場合を含む。）の許可の条件に違反して特定土採取事業を行っているときは、当該許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は必要な是正措置を命ずることができる。 5 市長は、許可業者等が許可土採取計画に適合しない特定土採取事業を行っているとき認めるときは、当該許可業者等に対し、必要な是正措置を命ずることができる。 (許可の取消し) 第17条 市長は、許可業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 (1) 第15条の規定による命令に違反したとき。 (2) 前条各項の規定による命令に違反したとき。 (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (完了等の届出) 第18条 許可業者は、当該許可を受けた特定土採取事業を完了し、廃止し、又は停止した（第16条第1項、第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による場合を除く。）ときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。	令は、許可土採取計画変更命令書（様式第10号）によるものとする。 (停止命令) 第14条 条例第16条第1項、第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による停止命令は、停止命令書（様式第11号）によるものとする。 (措置命令等) 第15条 条例第16条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令又は同条第4項若しくは第5項の規定による是正措置命令は、措置命令書（様式第12号）によるものとする。 (許可の取消し) 第16条 条例第17条の規定による許可の取消しは、特定土採取事業許可取消し通知書（様式第13号）によるものとする。 (完了等の届出) 第17条 条例第18条第1項の規定による届出は、特定土採取事業完了（廃止・停止）届出書（様式第14号）によるものとする。
---	---

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、特定土採取場の跡地の緑化及び生活環境の保全が許可土採取計画に適合しているかどうかについて、速やかに調査し、確認するものとする。 (土採取後の措置命令) 第19条 市長は、前条第2項の規定による確認に係る特定土採取事業が許可土採取計画に適合しないと認めるときは、当該許可業者に対し、必要な是正措置を命ずることができる。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による確認を受けた特定土採取事業に係る特定土採取場の跡地について、当該特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、許可業者に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。 (標識の設置) 第20条 許可業者は、当該特定土採取場の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 (帳簿への記載) 第21条 許可業者は、採取した土の量その他規則で定める事項を記載した帳簿を作成しなければならない。 (書類の備付け及び閲覧) 第22条 許可業者は、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る特定土採	(土採取後の措置命令) 第18条 条例第19条の規定による措置命令は、土採取後の措置命令書(様式第15号)によるものとする。 (標識の記載事項等) 第19条 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 特定土採取業者の氏名及び住所並びに連絡先(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 条例第7条第1項、第11条第1項又は第23条第1項の規定による許可の年月日及び許可番号 (3) 採取する土の量及び土を採取する期間 (4) 土を採取する土地の面積 (5) 現場責任者の氏名及び連絡先 2 条例第20条の標識は、特定土採取事業標識(様式第16号)によるものとする。 (帳簿への記載) 第20条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 特定土採取事業の許可を受けた者の氏名又は名称 (2) 特定土採取場の所在地及び面積 (3) 許可の年月日及び許可番号 (4) 記載者の氏名 (5) 採取した土を搬出する車両のナンバー (6) 採取した土を搬出する業者の名称 (7) 採取した土を搬出する車両の運転者の氏名 (8) 採取した土の搬出量 (9) 採取した土の搬出先 (10) 作業の内容 2 条例第21条の帳簿は、特定土採取事業管理台帳(様式第17号)によるものとする。 (書類の備付け及び閲覧) 第21条 条例第22条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 第6条第2項の特定土採取事業許可(不許
--	--

取場内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該特定土採取事業に関し災害発生防止等に係る利害関係者の求めに応じ、閲覧させなければならない。 (譲受け) 第23条 許可業者から当該許可に係る特定土採取事業を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (3) 譲り受けようとする特定土採取事業の許可の年月日及び許可番号 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 3 第9条の規定は、第1項の許可について準用する。 4 第1項の許可を受けて特定土採取事業を譲り受けた者は、当該特定土採取事業に係る許可業者の地位を承継する。 (相続又は合併) 第24条 許可業者に相続又は合併があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併	可）決定通知書 (2) 変更申請書及び第10条第3項の氏名等変更届出書の写し (3) 第10条第2項の特定土採取事業変更許可（不許可）決定通知書 (4) 第11条の災害等の発生を防止するための措置の届出書の写し (5) 第12条の特定土採取事業着手届出書の写し (6) 第17条の特定土採取事業完了（廃止・停止）届出書の写し (7) 第22条第1項の特定土採取事業譲受け許可申請書の写し (8) 第22条第3項の特定土採取事業譲受け許可（不許可）決定通知書 (9) 第23条の特定土採取事業地位継承届出書の写し (10) 条例第26条第1項の規定により提出した報告書及び資料の写し 2 条例第22条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から条例第17条の規定による取消しをされた日又は条例第18条第1項の届出をした日以後5年を経過する日までの期間行うものとする。 (譲受けの許可の手続) 第22条 条例第23条第2項の申請書は、特定土採取事業譲受け許可申請書（様式第18号）によるものとする。 2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 申請者の住民票の写し及び身分証明書（法人にあっては、登記事項証明書） (2) 第8条第1項の特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書及び特定土採取事業の許可に伴う隣接者の同意書 (3) 条例の規定及び当該譲受けに係る許可土採取計画に従い特定土採取事業を行う旨の誓約書（以下「譲受け誓約書」という。） (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3 市長は、第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可について、特定土採取事業譲受け許可（不許可）決定通知書（様式第19号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。 (相続又は合併の届出) 第23条 条例第24条第2項の規定による届出は、特定土採取事業地位承継届出書（様式第20号）によるものとする。
---	---

後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可業者の地位を承継する。 2 前項の規定により許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (特定土採取事業に係る土地の所有者の義務) 第25条 第7条第4項の同意をした土地の所有者は、当該特定土採取事業が行われている間、定期的に当該特定土採取事業の状況を把握し、当該特定土採取事業に伴う災害発生の防止等に努めなければならない。 2 前項の規定による特定土採取事業の状況の把握は、当該特定土採取事業に係る特定土採取場において、毎月1回以上、災害及び事故の発生並びに生活環境の悪化又はこれらのおそれの有無を自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定土採取場において、自ら確認することが困難なときは、他の者に確認させることにより行うことができるものとする。 3 第7条第4項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定土採取事業により災害若しくは事故が発生し、若しくは生活環境が悪化し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、許可業者等に対し、当該特定土採取事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。 (立入検査) 第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者から土採取事業の委託を受けた者（以下この項において「事業者等」という。）に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所、事業所、土採取場その他土採取事業に係る場所に立ち入り、土採取事業の状況を調査し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し、質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (公表) 第27条 市長は、特定土採取業者又は当該特定土採取業者から特定土採取事業の委託を受けた者（以下「特定土採取業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、市民の安全及び良好な生活環境を確保するために必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。この場合において、市	(身分証明書) 第24条 条例第26条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証（様式第21号）によるものとする。
--	---

長は、あらかじめ、当該特定土採取業者等に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 (1) 第7条第1項、第11条第1項又は第23条第1項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているとき。 (2) 第17条の規定による許可の取消しを受けたとき。 (3) 第19条の規定による命令を受け、これを履行しないとき。 (委任) 第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第29条 第16条第2項の規定による停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) 第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に着手している土採取事業及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日から平成25年12月31日までに着手する土採取事業については、この条例の規定（次項から附則第5項までの規定を除く。）は、適用しない。 3 この条例の施行の際、現に特定土採取事業に着手している特定土採取業者は、施行日から起算して30日以内に、当該特定土採取事業に係る特定土採取場ごとに、当該特定土採取業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第7条第3項各号に掲げる事項を市長に書面により届け出なければならない。届出に係る事項に変更があったときも、同様とする。 4 前項の規定による届出をするときは、第7条第5項の規則で定める書類を併せて提出しなければならない。 5 前2項の規定は、施行日の翌日から平成25年12月31日までに特定土採取事業に着手する特定土採取業者について準用する。この場合において、附則第3項中「施行日」とあるのは、「特定土採取事業に着手した日」と読み替えるものとする。	附 則 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
--	--

鹿沼市土採取事業規制条例・施行規則対照表

(鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正) 6 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を次のように改正する。 第2条第3号及び第4号を削る。 第4条第5項中「暴力団員等」の次に「(鹿沼市暴力団排除条例(平成24年鹿沼市条例第3号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)」を加え、「栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第6条」を「暴力団排除条例第6条」に改める。	
---	--

別表第 1

特定土採取事業に係る設計基準

1 掘削工法

- (1) 工法は、平地を掘削する場合にあっては別図第 1、斜面を掘削する場合にあっては別図第 2 に示すところによるものとする。この場合において、掘削又は切土における標準勾配は、次に掲げる土地の地目に応じ、それぞれ次に定める角度（以下「保安角度」という。）以内に保つこと。

ア 山林及び原野 75 度

イ 山林及び原野以外のもの 45 度

- (2) 災害の発生による危険を防止するため隣接地との境界から掘削をする場所までに必要な距離（以下「保安距離」という。）として、1メートル以上の距離を確保すること。ただし、当該掘削をする場所が道路等の公共物件、家屋等に隣接する場合は、保安距離として、2メートル以上の距離を確保することとし、かつ、当該家屋等の基礎部分から 5メートル以上の距離を確保すること。
- (3) 掘削の深さは、平地を掘削する場合は、掘削する前の地表面から 5メートルを限度とし、斜面を掘削する場合は、掘削する場所の周辺の土地の最も低い部分よりも低くしないこと。ただし、平地を掘削する場合において、5メートルを超えても採取する土が確認されるときは、10メートルを掘削の深さの限度とする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、地下水が湧出し、付近の地下水脈に悪影響を及ぼすおそれがあるときは、それ以上掘削しないこと。

2 災害防止対策

(1) 崩壊防止対策

- ア 現場責任者は、常時、地山の亀裂、陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を監視するとともに、計画的な土の採取に努めること。
- イ 作業終了時に、落石又は倒木のおそれのある浮石、立木等がある場合には、直ちにこれらを除去すること。
- ウ 気象状況等には常に留意し、危険箇所に対し適切な安全対策をとることができる体制を整備すること。

(2) 土砂流出対策

- ア 土の採取中に土砂が流出するおそれがある場合には、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土のう積み、土盛堤、柵等の仮設工を行うこと。
- イ 特定土採取事業の完了後においても土砂が流出するおそれがある場合には、擁壁、えん堤その他これらに代わり得る施設を築造し、土砂の流出を防止するための対策を行うこと。

(3) 排水対策

- ア 土の採取中に表面水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、法肩に接する地山に、法肩に沿って素掘溝、コンクリートトラフ等

による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流入しないように処置すること。

イ 次号ア(ア)ただし書の規定による埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をする場合は、法肩線又は水平面に集排水施設を、法面に縦水溝又は斜水溝を、法面と水平面との接合点に集水柵等を設置することその他円滑な排水をするために必要な処置をとること。

ウ 湧水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、水抜きのための水平孔、地下排水溝等の施設を設置し、湧水を排除する措置をとること。

エ 湧水及びウの規定により設置した施設が、周辺の土地に害を及ぼさないよう必要な処置をとること。

オ 平地掘削の跡地に雨水、湧水等によって水が貯留し、当該跡地への転落による事故が発生するおそれがある場合には、速やかに排水ポンプを設置し、貯留した水を除去する処置をとること。ただし、付近に放流先がないこと等により貯留した水のくみ上げが困難な場合は、看板の設置その他事故の発生を防止するための措置をもって排水ポンプの設置に代えることができる。

(4) 特定土採取事業の完了又は廃止の後の対策

ア 平地の場合

(ア) 特定土採取場の跡地の処理は、埋戻しによるものとし、埋戻しに際しては、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成11年鹿沼市条例第24号）第3条の2に規定する安全基準を遵守すること。ただし、埋戻しによらなくとも、災害発生の防止等を図ることができる場合は、埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をすることができる。

(イ) 埋戻しは、掘削を完了した区域ごとに速やかに行うこと。

(ロ) 埋戻しを行わない特定土採取場の跡地については、有刺鉄線、危険防止柵等の設置その他の危険を防止するために必要な措置を講ずること。この場合において、当該跡地の法面は、高さ5メートルごとに、地目が山林又は原野にあっては幅2メートル以上、地目がそれ以外のものにあっては幅1メートル以上の水平面を、それぞれ設けるとともに、保安角度を保つこと。

イ 斜面の場合

特定土採取事業を完了し、又は廃止したときは、土砂の崩壊、流出等を防止し、及び生活環境の保全を図るため、法面に保護工を施工しなければならない。この場合において、粉じんの発生を防止するために必要な措置をとること。

(5) その他

特定土採取場の跡地の利用に当たっては、周辺の環境との調和に配慮し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物及びこ

れに類するものの搬入又は投棄をしないこと。

3 公害防止及び保安対策

- (1) 特定土採取場の標識及び危険防止等の看板は、周辺の住民等が見やすい箇所に設置し、危険の防止について十分な効果を有するものとする。
- (2) 特定土採取場は、関係者以外の者の立入りを禁じ、その周囲をネット柵、とたん堀、板堀等により囲い、かつ、出入口には扉を設け、及び看板を掲げること。
- (3) 特定土採取事業の始業時間は午前7時、終業時間は午後6時とする。この場合において、作業中の騒音について隣接者、住民等から苦情があったときは、騒音を防止するために必要な措置をとること。
- (4) 特定土採取場からの粉じん、運搬路から生ずるほこり等が周辺の生活環境を害することがないように散水、防じん材の散布、運搬車両の洗車場の設置等の適切な措置をとること。

4 交通対策

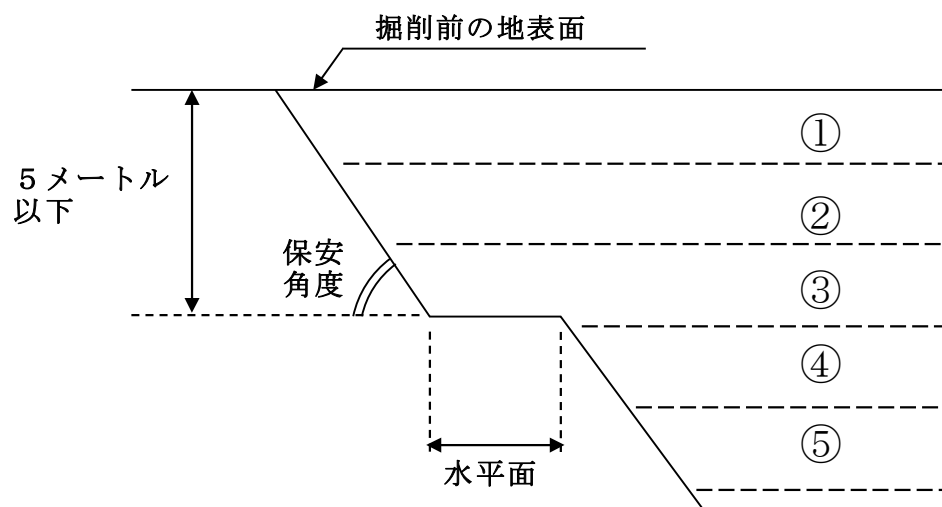
- (1) 運搬車両の公道への出入口等において、交通に支障があるときは、交通整理員の配置、安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置をとること。この場合において、通学路等については、特に児童の安全を確保するために必要な措置をとること。
- (2) 土を運搬車両に積み込む際には、最大積載量を超えないように留意するとともに、必要に応じて、運搬する土をシートで覆うこと等の粉じんの飛散を防止するための措置をとること。
- (3) 路面を汚損した場合には速やかに清掃し、路面を破損した場合には直ちに復旧すること。

5 緑化計画等

- (1) 景観その他の見地から保存が必要な樹林については、できる限りその全部又は一部の保存を図るものとする。
- (2) 特定土採取場の跡地の法面については、原則として、緑化を図ることとし、周辺の状況及び特定土採取事業の着手前の状態を考慮し、次号から第5号までに定める植草又は植樹を行うものとする。
- (3) 土の採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植草及び植樹を行うことにより、緑地の復元を図るものとする。
- (4) 前号の場合以外の場合には、植草又は種子吹付けを行うものとする。
- (5) 特定土採取場の跡地の法面は、原則として、植草及び植樹により保護すること。

別図第 1

平地における土採取の工法

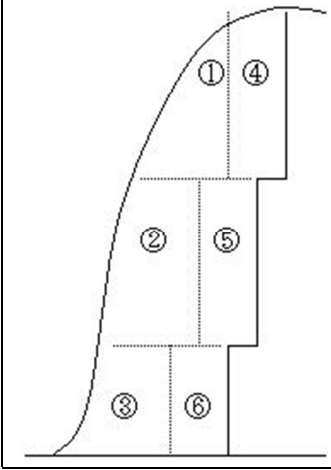
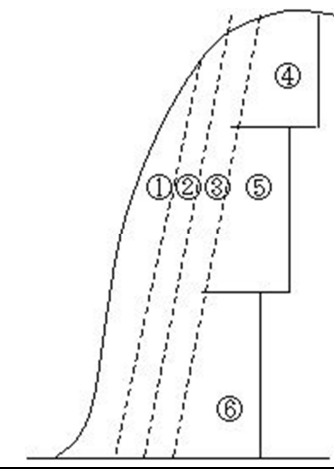
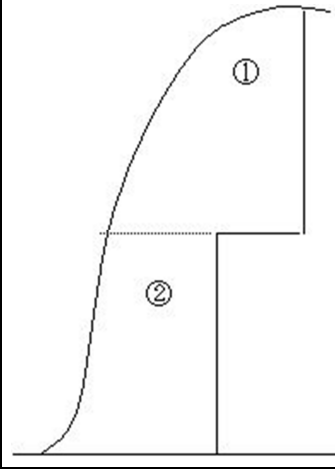


備考

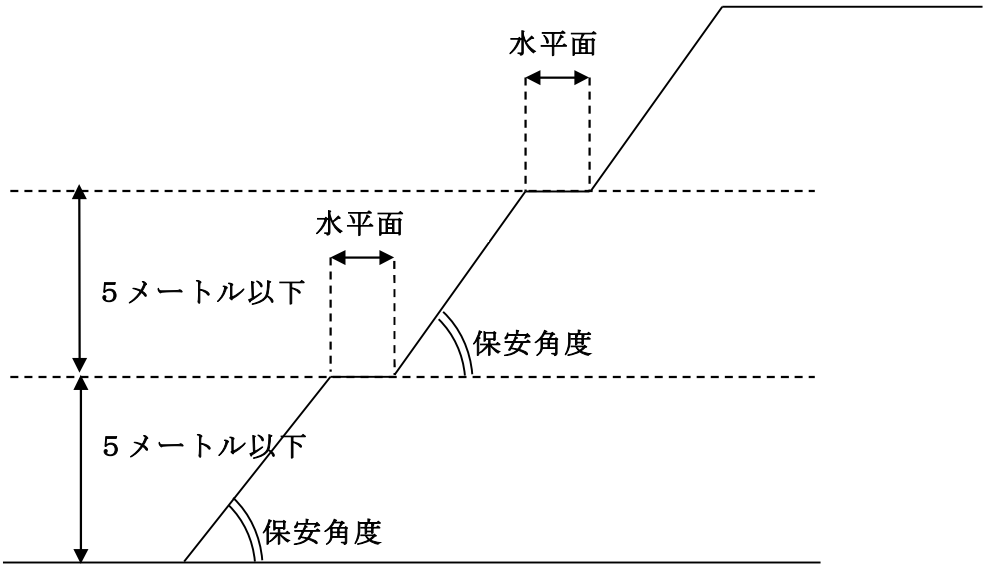
- 1 ○数字は、掘削の順番を示す。
- 2 水平面の幅は、地目が山林及び原野にあっては幅 2 メートル以上、それ以外のものにあっては幅 1 メートル以上とすること。

別図第 2

(1) 斜面における土採取の工法

階段式工法	傾斜式工法	平面式工法
		

(2) 斜面掘削の最終法面



備考

- 数字は、掘削の順番を示す。
- 水平面の幅は、地目が山林及び原野にあっては幅 2 メートル以上、それ以外のものにあっては幅 1 メートル以上とすること。

様式第 1 号（第 6 条関係）

特 定 土 採 取 事 業 許 可 申 請 書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕 印

電話番号

鹿沼市土採取事業規制条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり特定土採取事業の許可を申請します。

土 採 取 計 画

1 特定土採取事業の目的

2 特定土採取場の区域

所 在	地 番	地 目		面 積 (単位： ㎡)	土地を利 用する権 利の種類	土地所有 者の住所 及び氏名
		現 況	登 記 簿			
計						

3 採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間

(1) 採取する土の種類

(2) 採取する土の量 総採取量 立方メートル

(3) 採 取 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

(4) 作 業 時 間 時から 時まで

4 特定土採取事業の方法及び特定土採取事業のための設備に関する事項

(1) 土採取事業の方法

掘 削 の 方 法	
掘 削 する 高 さ 又 は 深 さ	高さ・深さ 最大 メートル
保 安 角 度	度
保 安 距 離	隣接地の境界からの距離 メートル 家屋等の基礎部分からの距離 メートル

(2) 特定土採取事業に従事する者の数 人

(3) 特定土採取事業のための機械

土 採 取 （ 積 込 み を 含 む 。 ） の た め の 機 械						
機械の名称	型 式	公称能力	採取能力 (㎡/時間)	台 数	1日平均 稼働時間	1か月平均 稼働時間

5 特定土採取事業による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

危険防止等の看板の設置場所	
囲い柵の設置方法	
土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設	
排水の処理のための方法及び施設	
粉じんの発生の防止の方法	

6 特定土採取場の跡地の緑化計画等及び環境保全に関する事項

(1) 特定土採取場の跡地の処理方法

跡地の利用計画	
跡地の処理方法	
埋戻しを行わない場合の理由	

(2) 特定土採取場の跡地の埋戻し方法

項 目	内 容
埋 戻 し の 方 法	
埋 め 戻 す 土 砂 の 種 類	
埋 戻 し 面 積	m ²
埋 戻 し に 必 要 な 土 砂 の 数 量	m ³

埋め戻す土砂の確保状況	ア 確保の方法（購入・採取） イ 採取場所（土砂発生元） ウ 確保土砂量
埋め戻す土砂の搬入方法	ア トラックの確保状況 イ 1日当たり平均搬入台数及び搬入量
整地のための使用機械	ア 使用機械の名称 イ 機械の公称能力
埋 戻 し 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

(3) 特定土採取場の跡地の土砂等の崩壊の防止の方法

土の採取後の法面	法面の高さ又は深さ		m	
	法面の勾配		度	
	法面に設ける水平面の幅		m	
法面保護の方法	緑化計画	植草		
		種子吹付け		
		植樹	樹種及び樹齢	
			場所及び箇所	箇所
			本数及び面積	本㎡
	その他			

7 採取した土の搬出方法に関する事項

(1) 土の搬出方法

方 法			
能 力			
1日当たりの搬出量	1日当たりの搬出台数	搬 出 時 間	
m ³	延べ 台	時から 時まで	
交 通 整 理 員 の 人 数			
安全施設の設置の有無	有（施設名 ） ・ 無		
土砂の飛散防止の方法			

(2) 国道又は県道までの搬出経路

距 離 及 び 幅 員	
道 路 の 種 類	
通行の同意等の有無	有 ・ 無
重量制限の有無	有 ・ 無
舗 装 の 有 無	有 ・ 無
通 行 人 の 状 況	

8 特定土採取事業の委託を受けた者及び現場責任者の氏名

委 託 を 受 け た 者	
現 場 責 任 者	

9 採取した土の搬出先の状況に関する事項

主たる土の搬出先の所在地	
搬出した土の処理方法	

様式第2号（第6条関係）

特定土採取事業許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

鹿沼市長



年 月 日付けで申請のあった特定土採取事業の許可について、次のとおり許可（不許可）の決定をしたので、鹿沼市土採取事業規制条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地 及 び 面 積	鹿沼市 m ²
採取する土の量及び 土を採取する期間	m ³ 年 月 日～ 年 月 日
不許可の場合の理由	
許可に付する条件	
備 考	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第3号（第8条関係）

特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書

私が所有する下記の土地に関して、鹿沼市土採取事業規制条例第25条の規定を遵守することを確約し、同条例第7条第4項の規定により、特定土採取事業の実施について同意します。

記

土地の表示

所 在 鹿沼市

番地

地 目

地 積

年 月 日

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕
電話番号

印

様式第4号（第8条関係）

特 定 土 採 取 事 業 に 伴 う 隣 接 者 の 同 意 書

私が所有する下記の土地に関して、鹿沼市土採取事業規制条例第7条第4項の規定により、土採取事業の実施について同意します。

記

土地の表示

所 在 鹿沼市

番地

地 目

地 積

年 月 日

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕
電話番号

様式第5号（第10条関係）

特 定 土 採 取 事 業 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

氏 名

印

法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

電話番号

鹿沼市土採取事業規制条例第11条第1項の規定により、次のとおり特定土採取事業
の変更の許可を申請します。

1 許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

4 変更の年月日

年 月 日

様式第6号（第10条関係）

特定土採取事業変更許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

鹿沼市長



年 月 日付けで申請のあった特定土採取事業の変更の許可について、次のとおり許可（不許可）の決定をしたので、鹿沼市土採取事業規制条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	
不 許 可 の 場 合 の 理 由	
許 可 に 付 す る 条 件	
備 考	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第7号（第10条関係）

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

氏 名

印

法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

電話番号

鹿沼市土採取事業規制条例第11条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

4 変更の年月日

年 月 日

様式第8号（第11条関係）

災害等の発生を防止するための措置の届出書

鹿沼市長

様

住所

氏 名

印

法人にあっては、名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地

電話番号

鹿沼市土採取事業規制条例第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

- ## 2 措置の内容

- ### 3 措置の理由（緊急を要すると認めた理由）

- #### 4 措置の年月日

年 月 日

様式第9号（第12条関係）

特 定 土 採 取 事 業 着 手 届 出 書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

氏 名

印

法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

電話番号

特定土採取事業に着手するので、鹿沼市土採取事業規制条例第13条の規定により、
次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
事業着手年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
現場責任者の氏名 及び連絡先	
添 付 書 類	1 事業開始前の現場写真 2 事業標識の設置写真

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

許 可 土 採 取 計 画 変 更 命 令 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

鹿沼市長 印

鹿沼市土採取事業規制条例第 1 5 条の規定により、次のとおり許可土採取計画の変更を命令する。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
変更命令の内容	
変更命令の理由	

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

停 止 命 令 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名
〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

鹿沼市長 印

鹿沼市土採取事業規制条例第 1 6 条第 項の規定により、次のとおり特定土採取事業
の停止を命令する。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
停止命令の内容	
停止命令の理由	

（注）この命令を受けたときは、直ちに当該土採取事業を停止すること。

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

措 置 命 令 書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

鹿沼市長



鹿沼市土採取事業規制条例第 1 6 条第 項の規定により、次のとおり措置をとるよう
命令する。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
措置命令の内容	
措置命令の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

（注）この命令を受けたときは、期限内に必要な措置をとり、その日から 1 0 日以内に市長に届け出て検査を受けること。

様式第 13 号（第 16 条関係）

特 定 土 採 取 事 業 許 可 取 消 し 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

鹿沼市長



鹿沼市土採取事業規制条例第 17 条の規定により、次のとおり特定土採取事業の許可を取り消したので、通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
取消しの内容	
取消しの理由	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から 1 年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

特 定 土 採 取 事 業 完 了 （ 廃 止 ・ 停 止 ） 届 出 書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地
電話番号 〕

鹿沼市土採取事業規制条例第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 許可の年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 完了（廃止・停止）年月日 年 月 日
- 3 特定土採取場の跡地についての災害の発生を防止するための方法又は当該特定土採取場の跡地の周辺の生活環境の保全のためにとった措置

様式第 15 号（第 18 条関係）

土 採 取 後 の 措 置 命 令 書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

鹿沼市長



鹿沼市土採取事業規制条例第 19 条第 項の規定により、次のとおり措置をとるよう
命令する。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
措置命令の内容	
措置命令の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

（注）この命令を受けたときは、期限内に必要な措置を講じ、その日から 10 日以内
に市長に届け出て検査を受けること。

様式第 1 6 号（第 1 9 条関係）

↑
70センチメートル以上
↓

←
..... 1メートル以上
→

特定土採取事業標識		氏名及び住所 〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕 連絡先	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		
採取土量	m ³		
採取期間	年 月 日から 年 月 日まで		
採取面積	m ²		
現場責任者氏名 及び連絡先			

↑
50センチメートル以上
↓

様式第 17 号（第 20 条関係）

特 定 土 採 取 事 業 管 理 台 帳

（ 年 月分）

特定土採取事業の許可を受けた者の氏名又は名称	記載者の氏名
特定土採取場の所在地	印
許可の年月日及び許可番号	面積 m^2 採取した土の量 m^2

日付	搬出車両の ナンバー	搬出業者の名称	搬出車両の 運転者氏名	搬出量(m^3)	土砂等の搬出先
計					

作業の内容

様式第 18 号（第 22 条関係）

特 定 土 採 取 事 業 譲 受 け 許 可 申 請 書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所
氏 名
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕 印
電話番号

鹿沼市土採取事業規制条例第 23 条第 1 項の規定により、特定土採取事業の譲受けの許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特 定 土 採 取 場 の 所 在 地	
譲 受 け の 相 手 方 の 氏 名 及 び 住 所	
譲 受 け の 理 由	
添 付 書 類	1 申請者の住民票の写し及び身分証明書（法人に あつては、登記事項証明書） 2 特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書 3 特定土採取事業に伴う隣接者の同意書 4 譲受け誓約書 5 その他

様式第 19 号（第 22 条関係）

特定土採取事業譲受け許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

鹿沼市長



年 月 日付けで申請のあった特定土採取事業譲受けの許可について、次のとおり許可（不許可）の決定をしたので、鹿沼市土採取事業規制条例施行規則第 22 条第 3 項の規定により通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
譲受けの相手方の 氏名及び住所	
不許可の場合の理由	
許可に付する条件	
備 考	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から 1 年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第20号（第23条関係）

特 定 土 採 取 事 業 地 位 承 継 届 出 書

鹿沼市長 様

住所

氏 名

法人にあっては、名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地

電話番号

印

鹿沼市土採取事業規制条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
許可を受けた者の氏名及び住所	
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
添付書類	承継の事実を証する書面

様式第 2 1 号（第 2 4 条関係）

（表）

写 真 縦 3 cm 横 2 cm	第 号 立 入 検 査 証 所 属 氏 名 生年月日 上記の者は、鹿沼市土採取事業規制条例第 2 6 条第 1 項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明する。 年 月 日 鹿沼市長 印
---	--

（裏）

鹿 沼 市 土 採 取 事 業 規 制 条 例 （ 抜 粋 ） （立入検査） 第 2 6 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者から土採取事業の委託を受けた者（以下「事業者等」という。）に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所、事業所、土採取場その他土採取事業に係る場所に立ち入り、土採取事業の状況を調査し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し、質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
--	--

（注）立入検査証の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

鹿沼市土採取事業規制条例に関するお問い合わせ窓口

鹿沼市 環境部 環境課 環境保全係

〒322-0045

鹿沼市上殿町 6 9 5 - 7 環境クリーンセンター内

電 話 0 2 8 9 - 6 5 - 1 0 6 4

ファックス 0 2 8 9 - 6 5 - 5 7 6 6